

# 学研労協 NEWS ニュース

## 宿舎アンケートに基づく要請書を提出

### 関東財務局つくば出張所と懇談

10月27日、学研労協は関東財務局つくば出張所に対し、「退去期限を控え、また、大量廃止期に入る今後の宿舎の課題に関する入居者からの意見集約に基づく要請書」を提出しました。要請書の内容は後述のとおりで、過日、学研労協が実施したアンケートに基づき作成したものです。小瀧議長より趣旨説明し、担当者に要求書を手渡した後、要求内容に関連した内容について懇談しました。

懇談では、残された入居者が抱える問題や不安について、アンケート結果などを具体的に示しつつ伝えるとともに、入居率を維持することは、中心市街地の円滑な再生に関わるつくば市の要望に応える意味合いもあるとして、施設の維持管理等への配慮を要請しました。また、退去時期に関する問題などについて交渉しました。

引き続き、学研労協では宿舎問題の解決を地方自治体、国に対して要求していきます。また、各単組においても当局に問題について要求、交渉し解決していきましょう。

懇談内容の一部を紹介します。

- ・（要求項目2. に関して）独身寮の修繕については、入居者から管理人に訴えがあれば、財務省負担の部分については修繕することになっており、それは廃止予定宿舎であっても同様の対応を行っている。ただし、共用スペースであっても入居者負担の箇所もある。入居者から管理人へ意見をあげてもらうのが通常であるが、今回、具体的に意見をいただいた棟については修繕担当者を向かわせ、確認の上対応したい。
- ・（要求項目3. に関して）財務局としては、廃止済み宿舎の解体は行っていない。雑草管理等は年2回実施している。全国的にそういった対応であるので、不安という点は理解するけれども、解体するという対応はいまのところ困難である。柵で囲った廃止済み宿舎敷地には、ほぼ毎日警備員が巡回している。
- ・（要求項目1. に関して）存置宿舎からの退去期限よりも廃止宿舎からの退去期限が約半年以上遅いことから、その半年のあいだは存置宿舎の入居者が特に落ち込み、自治会運営に支障をきたすという点についてであるが、入居者の意思もあるので財務局だけでは対応難しい問題と考える。廃止宿舎から存置宿舎への移動はすでに応募しているが、対象となるみなさんも、学区の問題などで現在お住いの地域にできるだけ長く住みつけたいとお考えであろう。
- ・（退去時期に関して）退去時期を提示したよりも延長させることは、原則対応できない。退去期限をすぎても入居継続した場合、一般的には、20日程度を経過した段階で、退去の請求を行い、それでも退去に応じない入居者については、最終的には司法措置を行う。司法措置の実行には一定の時間が要することもあるためか、これまで管内で司法措置までいった事例はない。

2014年10月16日

関東財務局つくば出張所 殿

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会

(略称 学研労協)

議長 小瀧 豊美

**退去期限を控え、また、大量廃止期に入る今後の宿舍の課題に関する  
入居者からの意見集約に基づく要請書**

つくば市中心市街地再生推進会議の報告においても、急激な人口移動に伴うコミュニティや学校運営への影響や、空き家期間の長期化、治安悪化を懸念し、それを回避すべく、先般の一部宿舍廃止・退去期限の延長がなされました。より早い時点で公表されることが望ましかったとはいえ、その方針が示されたことにより、宿舍からの急激な人口流出を緩和する効果があるものと思われます。

しかしながら、これまでの宿舍廃止計画および入居基準の大幅な引き上げにより、すでに入居率が大幅に落ち込み、入居者による管理運営・自治に困難をきたしつつあります。また、独身寮などで、管理運営業務を委託する棟にあたっては、月に数千円以上の極端な値上げが繰り返されるようです。自治会運営の作業負担増と管理費用の負担増、そして、それに先が見通せないという状況は、これまでの宿舍運営の方針が前提としてきた入居率などの環境が崩れつつあることを示しています。

雑草・樹木・廃棄物などの管理が行き届かない地域が生じることは、地域の治安悪化をまねきます。治安悪化への歯止め、周辺環境・コミュニティへの影響を軽減するために、最低限の管理を国の責任において実施することが有効であることを訴えます。

1. 地域の治安悪化を防ぐ観点から、1) 廃止予定宿舍、2) 存置であっても極端に入居率が低下した宿舍、について、敷地内の樹木・雑草の管理、防犯灯の維持、敷地内への不法投棄物処分を国の責任で実施すること。

2. 入居率をこれ以上低下させないために、宿舍の設備劣化を再点検し、必要な修繕を行うことにより、施設の魅力を維持すること。また、入居者からの設備修繕等の依頼については、極力速やかに対応すること。宿舍のおかれた現状を鑑み、必要な改善については従前よりも柔軟に対応すること。

※独身寮等では、シャワー室等の一部共同設備の利用制限が検討されているが、施設の老朽化・汚損によって、気持ちよく利用できる状況にない場合があるという声があります。

3. 廃止済み宿舍の建物は廃止後速やかに解体し、再開発までの期間、樹木・雑草の管理、防犯対策を行うこと。